

国際私法における方式概念（一）

——フランス判例法を手がかりとして——

岡 本 善 八

- 一 はじめに
- 二 発展の五段階
- 三 絶対的行為地法主義
- 四 選択主義への移行（以上本号）

一 は じ め に

わが法例は、法律行為の方式につき、第八条「①法律行為ノ方式ハ其行為ノ効力ヲ定ムル法律ニ依ル ②行為地法ニ依リタル方式ハ前項ノ規定ニ拘ハラス之ヲ有効トス但物権其他登記スヘキ権利ヲ設定シ又ハ処分スル法律行為ニ付テハ此限ニ在ラス」と定める。ドイツ法に範を採るこの法則に対し、同じ大陸法系のフランス法においては、近年の破毀院民事第一部一九七四年一二月一〇日（Pierucci 対 Harnay 事件）判決〔後掲表⁷⁶〕において、フランス法で定める「方式に関する規定は、契約の方式を、契約の実質の準拠法、または当事者の本国法に従わしめる当事者の意思

が確定 (*établie*) われな*い*場合は、フランスで締結われぬすべての契約に適用せられる」との法則が示されて⁽¹⁾いる。法律行為の方試について、「場所は行為を支配す」 (*Locus regit actum*) の法諺によて示される⁽²⁾、法律行為は行為地法の定める方試を備えたときは、方試上、それを有効とする原則が、ひらく各国の国際私法に採用されてくる」とから、法例八条の解釈にはしたる困難は生ぜず、ただ第一項に「其行為ノ効力ヲ定ムル法律」の意義、やらば、行為地法上の方試とは、実質準拠法上の方試と等価的な方試、例えば実質準拠法上公正証書を要求する場合は行為地法上これに対応する公正証書作成のみを意味すると解すべし、あることは第二項に「行為地」は、隔地的行為の場合はいずれの地を意味するか、などにいか見解の対立を見るにすぎないとも考えられる。然しながら、八条の理解のためにには、より基本的な問題として、なお八条を前提とする場合の方試概念の性質決定の問題があるのでな⁽³⁾いかと考えられる。

右の意味で、むしろ法例八条と異なる方試準拠法理論の発展を迎ると同時に、比較法的にも無視し得ない地域的比重をもつフランク国際私法判例における方試概念の機能の変化を検討すべきより、わが国際私法における法律行為の方試概念を定める示唆を得ようとするのが本稿の目的である。

- (1) Batiffol, H. et Lagarde, H., *Droit international privé*, t. 2, 6 éd. (1976), p. 280; op. cit., t. 1, 7 éd. (1981), p. 331; Loussouarn, Y. et Bourel, P., *Droit international privé*, (1978), p. 469; op. cit., 2 éd. (1980) p. 470.
- (2) Locus regit actum の法諺由來は、一九一一年一月一日のパリ高等法院の判決で始めて用いられたといわれる。Schnitzer, A. F., *Handbuch des internationalen Privatrechts*, Bd. I, 4. Aufl. (1957), S. 136.
- (3) 江川英文・「Locus regit actum の我が国際私法上に於ける適用」(三田川良教授還暦祝賀論文集) (一九三〇年)、一〇頁。斎藤武生・「国際私法上の婚姻予約について」法學論叢一七卷一號 (一九三一年)、六頁。久保岩太郎・「海

外法律行為方式論」¹ 国際法外交雑誌111卷7号（1911年）、「九頁。同・国際私法概論（1946年）」111頁。実方正雄・国際私法概論（再訂版・1951年）」165頁。齋藤武生・「法律行為」² 国際私法講座1巻（1955年）361頁。江川英文・国際私法（改訂版・1957年）」186頁。川上太郎・新版判例国際私法（1970年）59頁。折茂 豊・国際私法（名論）³（新版・1971年）」74頁。沢木敬郎・国際私法入門（1971年）」176頁。山田鎧一・国際私法（1981年）」119頁。⁴ 三浦正人編・国際私法（1981年）」181頁。

(4) Dalloz, D. et Dalloz, A., "Lois," Répertoire de Législation, vol. 30, (1853), p. 181; Supp.,(1892), p. 102; Arminjon, P., "La Form des Actes," Extrait de la Rev. dr. int. privé, 1925, no. 4, 1926, no. 2; Donnedieu de Vabres, J., L'Évolution de La Jurisprudence Française en Matière de Conflit des Lois (1938), pp. 102, 173, et 577; Perrot, R., "Preuve," Encycl. Dalloz, Droit Civil, t. 4, (1954), p. 101; Malaurie, P., "Actes Juridiques," J.-Cl. Droit Int.,(1960), fasc. 551-B; Batiffol, H., "Contrats et Conventions," Encycl. Dalloz, Droit Int., (1968), p. 571; Rigaux, F., "Acte," Encycl. Dalloz, Droit Int., (1968), p. 18; Motulsky, H., "Preuve," Encycl. Dalloz, Droit Int., (1968), p. 625.

II 発展の五段階

フランス国際私法の方式準拠法に関する判例は、次表の示す諸段階を経て、発展を辿るものと考えられる。

第一期は方式と証明力を一括した絶対行為地法主義の時期であり、第一期は遺言に関して行為地法のほか本国法の選択を認めた時期である。第二期は証拠調手続自体は法廷地法主義を採りつつ、行為地法上の証明方法の援用を認め、立場が維持され、第四期は財産的法律行為の方式に関し、実質準拠法上の方式の選択を認めた時期であると共に、遺言の方針に關するルーグ条約の発効を見た時期である。第五期は経済法による1935年商業財産法111条を方式の規定と解した上、方式に関する行為地法・本国法・実質準拠法の選択的適用が明示された時期である。

| 判 旨 | 引 用 典 抱 |
|--------------------------------|--|
| 選 択 主 義 | Rép. V. 16, p. 715; Delaume, p. 306. " " " " |
| 絶 対 主 義 | Rép. V. 16, p. 715; Delaume, p. 306. " " " " " Rép. V. 16, p. 715; Delaume, p. 307. " " " " |
| 絶 対 主 義 | Rép. V. 16, p. 715. Rép. V. 20, p. 386. Rép. V. 13, p. 74. Sirey, Recueil V. 6 (1819-1821), p. 111. Rép. V. 20, p. 387. S. 1830. 1. 522. S. 1832. 1. 220. S. 1843. 1. 209. S. 1847. 1. 712. S. 1853. 1. 274; D. 1853. 1. 217. D. 1854. 1. 126. D. 1854. 1. 313. S. 1856. 1. 20. S. 1857. 1. 39. S. 1857. 1. 81. D. 1859. 1. 81. S. 1864. 1. 385. D. 1865. 1. 342; S. 1865. 1. 317. D. 1872. 2. 236. D. 1873. 2. 59. S. 1879. 1. 213. D. 1879. 1. 84. D. 1880. 1. 447; S. 1880. 1. 413. |
| (方式・実質・証拠) (非公序性) (異国籍者) | |

| 区分 | 判決年次 | 略番 | 項目 |
|-----|---|------|-------|
| 第一期 | Parl. de Paris. 1 janv. 1606 | (1) | 遺言 |
| | Parl. de Paris. 7 sept. 1615 | (2) | " |
| | Parl. de Rouen. 9 août 1635 | (3) | " |
| | Parl. de Provence. 14 juin 1719 | (4) | " |
| | Parl. de Paris. 10 mars 1620 | (5) | 遺言 |
| | Parl. de Bourgogne. 1 fév. 1667 | (6) | " |
| | Acte de notoriété du Châtelet de Paris. 13 sept. 1702 | (7) | " |
| | Parl. de Paris. 15 janv. 1721 | (8) | " |
| | Parl. de Paris. 14 juill. 1722 | (9) | " |
| | Parl. de Paris. 15 juill. 1777 | (10) | " |
| | Cass. Réunie. 15 pluviose, an II | (11) | " |
| | Cass. Req. 28 prairial, an XIII | (12) | " |
| 第二期 | Cass. Req. 20 août 1806 | (13) | 遺言 |
| | Cour de Trèves. 28 avril 1809 | (14) | 商業証券 |
| | Cour de Paris. 11 mai 1816 | (15) | 夫婦財産制 |
| | Cass. Civ. 10 août 1819 | (16) | 婚姻 |
| | Cass. Civ. 25 sept. 1829 | (17) | 商業証券 |
| | Cass. Civ. 19 mai 1830 | (18) | 贈与 |
| | Cass. Civ. 31 janv. 1832 | (19) | 夫婦財産制 |
| | Cass. Civ. 6 fév. 1843 | (20) | 遺言 |
| | Cass. Req. 25 août 1847 | (21) | " |
| | Cass. Req. 9 mars 1853 | (22) | " |
| | Cass. Req. 28 fév. 1854 | (23) | " |
| | Cass. Req. 3 juill. 1854 | (24) | " |
| | Cass. Req. 12 juin 1855 | (25) | 夫婦財産制 |
| | Cass. Req. 18 août 1856 | (26) | 商業証券 |
| | Cass. Req. 13 janv. 1857 | (27) | 婚姻 |
| | Cass. Req. 19 août 1858 | (28) | 遺言 |
| | Cass. Civ. 23 fév. 1864 | (29) | 運送契約 |
| | Cass. Req. 18 avril 1865 | (30) | 夫婦財産制 |
| | Cour de Toulous. 29 janv. 1872 | (31) | 訴訟手続 |
| | Cour de Paris. 20 janv. 1873 | (32) | 婚姻 |
| | (Cass. Req.) 22 juill. 1878 | (33) | 1341条 |
| | Cass. Civ. 12 fév. 1879 | (34) | 遺言 |
| | Cass. Civ. 24 août 1880 | (35) | 1341条 |

| 判 旨 | 引 用 典 抱 |
|------------------------------|---|
| (共通本国法) | D. 1883. 2. 211. D. 1884. 1. 286; S. 1885. 1. 113 (Lacointa). D. 1887. 2. 121 (Boeck); S. 1890. 2. 148. D. 1892. 1. 473 (Cohendy); S. 1892. 1. 521. D. 1895. 1. 81 (Pic); S. 1896. 1. 211. J. du dr. intern. privé, 1896. 578, cité Vabres, p. 192. D. 1898. 1. 377; S. 1900. 1. 283. |
| (異国籍者) | D. 1900. 1. 163. S. 1900. 2. 185 (Audinet). |
| (異国籍者) | D. 1900. 1. 45; S. 1900. 1. 225 (Pillet). D. 1900. 1. 163. S. 1903. 1. 73 (Naquet). S. 1907. 1. 393. (Naquet); D. 1905. 1. 48. |
| 行為地・本国法 (当事者自治) (異国籍者) | D. 1911. 1. 185 (Politis); S. 1915. 1. 165. S. 1911. 1. 129 (Lyon-Caen); Gaz. Pal. 1900. 2. 663. D. 1916. 1. 194. D. 1922. 1. 127; S. 1923. 1. 249 (Audinet). D. H. 1926. 363. S. 1933. 1. 41. D. 1933. 1. 169 (Cremieu); S. 1933. 1. 17. (Niboyet); Gaz. Pal. 1932. 2. 261. S. 1934. 1. 393 (Batiffol). S. 1944. 1. 107; JCP 1944 II 2588 (J. M.). J. 1953. 894; R. 1953 (Loussouarn); Gaz. Pal. 1953. 2. 123. S. 1954. 1. 172; R. 1954. 399 (Francescakis); JCP 1953. 8082 (Savatier). R. 1954. 810. D. 1956. 73 (Chavrier). |
| (Chaplin 第一審) | D. 1958. 682 (Lyon-Caen et Lavigne); J. 1959. 146; JCP 1959 II 11133 (Savatier); Gaz. Pal. 1958. 1. 421. |
| (Figue 事件) | D. 1959. 1. 65 (Malaurie); R. 1958. 736 (Francescakis); J. 1959. 1114 (Goldmann); JCP 1958 II 10761 (Louis- Lucas) D. 1959. 485 (Malaurie); R. 1959. 363 (Y. L.). |

| 区分 | 判決年次 | 略番 | 項目 |
|-----------------|-------------------------------------|----|-------|
| 国際私法における方式概念(一) | (Cour de Besançon) 11 janv. 1883 | ⑯ | 商業証券 |
| | (Cass. Req.) 19 mai 1884 | ⑰ | " |
| | Cour de Douai 13 janv. 1887 | ⑱ | 夫婦財産制 |
| | Cass. Civ. 23 mai 1892 | ⑲ | 1328条 |
| | Cass. Req. 28 déc. 1892 | ⑳ | 仲裁判断 |
| | Cour de Rouen 22 juill. 1896 | ㉑ | 遺言 |
| | Cass. Req. 2 août 1897 | ㉒ | 遺言認知 |
| | Cour de Poithier 9 mai 1898 | ㉓ | 商業証券 |
| | Cour de Paris 2 déc. 1898 | ㉔ | 遺言 |
| | Cass. Civ. 14 juin 1899 | ㉕ | 現実贈与 |
| | Cass. Req. 13 déc. 1899 | ㉖ | 商業証券 |
| | Cass. Civ. 29 juill. 1901 | ㉗ | 遺言 |
| | Cass. Civ. 6 fév. 1905 | ㉘ | 贈与 |
| 同志社法学 三五卷二号 | Cass. Civ. 20 juill. 1909 | ㉙ | 遺言 |
| | (Cass. Civ.) 5 déc. 1910 | ㉚ | 運送契約 |
| | Cass. Req. 8 déc. 1914 | ㉛ | 仲裁契約 |
| | Cass. Civ. 29 juin 1922 | ㉜ | 贈与 |
| | Cass. Civ. 12 mai 1926 | ㉝ | 1328条 |
| | (Cass. Civ.) 19 fév. 1930 | ㉞ | 仲裁契約 |
| | (Cass. Civ.) 31 mai 1932 | ㉟ | 貸借 |
| | Cass. Req. 15 mars 1933 | ㉟ | 贈与 |
| | Cass. Civ. 1 fév. 1944 | ㊂ | 1328条 |
| | Cass. Civ. 17 avril 1953 | ㊃ | 遺言 |
| | Cass. Civ. 22 déc. 1953 | ㊄ | 証拠 |
| | Cour de Paris 2 juill. 1954 | ㊅ | 夫婦財産制 |
| | Cass. Civ. 22 juin 1955 | ㊆ | 婚姻 |
| 七(二二五) | Trib. Civ. de la Seine 15 fév. 1958 | ㊇ | 著作権譲渡 |
| | Cass. Civ. 17 juin 1958 | ㊈ | 証拠 |
| | Cass. Civ. 24 fév. 1959 | ㊉ | 婚姻 |

| 判 旨 | 引 用 典 抱 |
|---------------------------|---|
| (Chaplin 第二審) | D. 1959. 521 (Malaurie) ; R. 1960. 563 (Y. L.). D. 1959. 402 (Lyon-Caen et Lavigne) ; S. 1959. 185 ; G. 1959. 1. 264 ; JCP 1959 II 11134 ; J. 1960. 128 (Goldmann) ; R. 1959. 484 (Loussouarn) ; R. trim. d. com. 1959. 556 (Loussouarn). D. 1963. 325 (Holleaux) ; J. 1964. 585 ; R. 1964. 121 (Lagarde). |
| 行為地法・効果法 (Chaplin 最終審) | D. 1963. 677 ; Gaz. Pal. 1963. 2. 99 ; JCP. 1963 II 13347 (Malaurie) ; J. 1963. 1004 (Goldmann) ; R. 1964. 513 (Loussouarn) ; R. trim. d. com. 1964. 899 (Loussouarn) J. 1965. 402 ; R. 1965. 540 (Deprez). J. 1967. 395 (P. A.) ; R. 1967. 334. J. 1967. 375 (Kahn) ; R. 1967. 334 (Batiffol) ; Rev. trim. d. com. 1967. 965 (Loussouarn). R. 1968. 292. |

---Entrée en vigueur date du 19 nov. 1967---

| | |
|---------------------|--|
| | R. 1973. 58 (Lagarde) ; Gaz. Pal. 1973. 2. 145. R. 1975. 430 (Audit). R. 1976. 660 (Gothot). |
| 行為地法・効果法・ 本国法の選択 | D. 1975. 685 (Malaurie et Morin) ; J. 1975. 542 (Kahn) ; R. 1975. 474 (A. P.) ; Gaz. Pal. 1975. 1. 178 (R. S.) ; R. trim. d. com. 1975. 801 (Jauffret). R. 1976. 517 ; Gaz. Pal. 1976. 2. 142. D. 1976. 633 (Massip) ; J. 1977. 655 (Foyet) ; R. 1977. 109 (Fadlallah). R. 1982. 684 (Batiffol). R. 1982. 701 (Ancel). |

Doctrine et de Jurisprudence (1845-1869).
Civil (1947).
Française en Matière de Conflit des Lois (1938).

| 区分 | 判決年次 | 略番 | 項目 |
|---|--|----------------|--------------------|
| | Cass. Civ. Cour de Paris. | ⑥⁵ ⑥⁶ | 遺言 著作権譲渡 |
| | Cass. Civ. | ⑥⁷ | 婚姻 |
| 第四期 | Cass. Civ. | ⑥⁸ | 著作権譲渡 |
| | Cour de Paris. | ⑥⁹ | 相続契約 |
| | Cass. Civ. | ⑦⁰ | 婚姻 |
| | Cass. Civ. | ⑦¹ | 営業財産 |
| | Cass. Civ. | ⑦² | 相続契約 |
| La Convention de la Haye du 5 octobre 1961 (Testament). | | | |
| | Cour de Paris Cour de Paris (Cass. Civ. Belg.) | ⑦³ ⑦⁴ ⑦⁵ | 金銭貸借 遺言 営業財産 |
| 第五期 | Cass. Civ. | ⑦⁶ | 営業財産 |
| | Cass. Civ. | ⑦⁷ | 遺言検認 |
| | Cour de Paris. | ⑦⁸ | 認知 |
| | Trib. de Paris. | ⑦⁹ | 遺言 |
| | Cass. Civ. | ⑧⁰ | 婚姻 |

注; J.: Journal du droit international.

R.: Revue critique de droit international privé.

Gaz. Pal.: La Gazette du Palais, Jurisprudence et Législation.

JCP: Juris-Classeur Périodique, La Semaine Juridique, Édition générale.

Rép: Dalloz, Jurisprudence Générale, Répertoire de Législation, de

Delaume: Delaume, G. R., Les Conflits de Lois à La Veille du Code

Vabres: Donnedieu de Vabres, J., L'Évolution de la Jurisprudence

II 絶対的行為地法主義

「場所は行為を支配する」の法理は、法の地域的衝突問題に關しては、最も早く確定した法理とされる。⁽¹⁾この法理については、物法および人法の區別以前に、既に教会法学者あるいは中世イタリア学派により主張されたとされるが、一般にさその首唱者として Bartolus (1314-1357), Cinus de Pistoie (1270-1362) や Bartolus の影響を与えたとされる。Guillaume de Cun (†1348) など挙げられる。イタリヤ学者ならびに一人のフランス学者の名も示すよつて、この法理はイタリヤおよびフランスにおいて形成されたものであり、古くはローマ法においては、その者が他地域に住所をもち、かつその地でローマ法以外の方式を要求する場合⁽²⁾、ローマでローマ法による遺言がなされる場合⁽³⁾、その効力を認めるに消極的であり、この意味で法律行為の方式に関する行為地法主義は存在しなかつたのであるが、Cinus de Pistoie が、遺言について、作成地の方式に従う遺言は、財産所在地が異なる方式を要求する場合⁽⁴⁾も、いずれにおいても有効と解すべきことを主張し、Bartolus も、これを契約一般の方式に拡張したとせられる。⁽⁵⁾フランスにおいても、イタリヤ学派の影響により、十六世紀においては、学説は、その行為地法上の方式による遺言を有効と説き、属地主義の代表者とされる d' Argentré も、この点では同一の見解を採ったとされ、ペリ高等法院も一六一五年九月七日判例において、確定的⁽⁶⁾の立場に立った。その後、一七世紀のオランダ学派においても、法律詐欺などに若干の制約を設けるが、同様に選択的行為地法主義が採用されたのであるが、フランスにおいては、にわかに一八世紀初頭の判例において、方式行為地法主義を、便宜性の故に是認するという当初の立場を変更し、絶対的排他的に行行為地法によらしめるという、重大な変更が行われるという現象が生じる。⁽⁷⁾

Boullenois (1680-1762) によれば、「行為は法律の子であつ、それがなされた地の市民である。かくてその国でなされた衣裳を身にまといねばならぬ」とする点に根拠を求め、その一例として、一七四〇年にカソリック教徒であるフランス人男女が、イギリスやプロテスタントの方式による宗敎婚をなす場合も、イギリス法上のすべての方式を備える限り、フランスにおいても有効と解すべきとする説へ、この絶対的行為地法主義は、パリ高等法院の、一六一〇年二月一〇日判決、一七二一年一月一五日判決、一七二二年七月一四日判決ならびに、一七七七年七月十五日の四判決、⁷⁾ 一七〇一年九月二二日⁸⁾ 上座裁判所周知事実陳述書 (Acte de notoriété du Châtelet de Paris) [前掲表⁷⁾乃至¹⁰⁾] による確定されたものとせられる。方式準拠法について、フランス民法草案序編第五条「行為の形式的要件は、それがなされる地の法による」の規定による成文化の試みも見出しうるのであるが、最終的には削除され、前述の絶対的行為地法主義は、その後判例法として、一九〇九年七月二〇日の破壊院 Gesling 対 Viditz 判決を得た上で採用されたといつて経過を辿り、現れた。わざとあた、方式行為地法主義は、フランス民法には直接規定されなかつたが、フランス民法四七条（身分証書の方式）、一七〇条（婚姻の方式）、九九九条（遺言の方式）は、フランス民法に内在する方式行為地法主義を反映する規定と説かれるのが通常である。

- (10) Arminjon, P., *La Formes des Actes en Droit International Privé*, Extrait de la Revue de Droit International Privé, 1925, no. 4, 1926, no. 2, (1926), p. 2; Delaume, G. R., op. cit., p. 304.
- (11) Arminjon, P., *Précis de Droit international privé*, vol. 2, (1934), p. 164.
- (12) Malaurie, P., *Actes Juridiques, J.-Cl. Droit Int.*, fasc. 551-B, (1960), p. 4.
- (13) Meijers, E. M., *L'Histoire des Principes Fondamentaux du Droit International Privé à partir du Moyen Age*, R. des Cours, tome 49 (1934 III), p. 642, note (5). たゞ、原本翻訳ハ・「ハノベ國際私法の前駆的過程」¹⁾、回志社法學

九卷一號、三五頁参照。

(o) フランス国際私法において、方式に関する絶対的行為地法主義が一七〇〇年乃至一七一〇年代ににわかに固定化された理由については、本稿の性質からも軽々に推測するには躊躇が感ぜられるのであるが、この事がその後のフランスの方式準拠法に関する判例の推移に、確定的ともいえる影響を及ぼしてゐる所から、敢てこの点についての一応の結論を求めるならば、その当時における公証人制度の相当の整備に加えて、課税手段として民事関係についても、登録・証書作成が強制されたところ、民事上の方式強制に潜在する行政目的の存在、さらにアンシャン・レジームの財政を実質的に支配したといわれる徵税請負制度にその理由を求めることがであるよう思われる。これに加えて、その期に発想された税制が、名称は変更されるものの、実質的にはフランス革命以後にも採用されることが多かったことが、フランス民法における要式行為としての維持につながつたものともいえよう。ただ、それらの諸要素のより絶対的行為地法主義に対する固定化への因果関係の図式的究明は、より筆者の能力を超えるものであるから、以下では、考慮すべく諸要素の当時における概況を述べるに留めね。

(o) 広義の登録税 中世以来国王の直轄財産にてて有した徵稅權《droits domaniaux》のほかに、一六世紀に既に試みられたものであるが、財政窮乏に伴い、特に一八世紀初頭に細田が整備せられた王の間接稅として、(a)登記・公示税《L'insinuation》，(b)証書公証税《Le droit de contrôle》，(c)部分の1銀《Le centième denier》，(d)種の税を挙げぬるべからず(C. Spinosi, Une Institution Fiscale d'Avenir: Du Centième Denier au Droit d'Enregistrement, Revue Historique de Droit Français et Étranger, Ann. 37 (1959) n. 4, pp. 541, 542)。前述の國家財政の窮乏を示す数字として、例えば、一七〇〇—一七〇一年当時の國費は一億1100万リーハル乃至1億500万リーハルであったのに対し、スペイン継承戦争に対応して一七一一年においては1億600万リーハル、一七一四年においては、それに1億リーハルを必要とした。通常の徵稅手段より財政的要要求を充し得ない状態である。一七一五年のルイ十四世死後の国家債務は少なめに見つむれども、通常の財政規模の10年分に匹敵したとされ（赤羽裕・アンシャン・レジーム序説、一九七八年、九頁、七八頁。Paul Harsin, La Finance et L'Etat jusqu'au système de Law, p. 270, Histoire Économique et Sociale de la France, dirigée par F. Braudel et E. Labrousse, tome 2, 1970）。

前述の(2)の臣民の課税の細田が定めたが、一七一一年まで、ルイ十四世が次第に1年半の細田の細田によって、この建議によ

り一七一六年乃至一七二〇年に涉り採られた、いわゆるローの組織《Système de John Law》の破綻による財政危機の清算の時期に対応し、他方フランス経済史上の重要な区切りと指摘される時期にもあたる（赤羽・前掲書、四頁）。尤も上掲の税制に先立つものとして、既にコルベールの時期に、民事証書、司法証書、特定の領収書、任命状などに、印章付用紙の使用を義務付けることを目的とする一六七三年三月一九日の *déclaration* が発せられ、これに対する非難のため、一六七四年四月の撤回により、紙及び洋皮紙の製造税へと移行し、例えば一六八〇年の *l'ordonnance* によれば、丈が一呂ペース、幅一セーベン寸八分、1ローブル・1ペー・ハドニエなどの税額が定められるなどの経過をたどるが（Neymarck, A., *Colbert et son temps*, t. 1, 1877, p. 153），即紙税制確立の詔みせ、その後一七八八年においても見られ、革命期における革命七年 Brumaire 11月（一七九八年一月三日）の《Loi sur le timbre》の即紙法が制定される。推移（Brissaud, J., *A History of French Public Law*, translated by J. W. Garner, 1915, p. 509; *Enregistrement*, tit. 4, p. 736, Dalloz Rép. t. 21, 1849）本稿の論議と無縁でないであら。

さて、一七九〇年法に統廃合された前掲三税の社会的機能の理解については、次のような事情を看過するのもやむを得ないであら。すなはち、トランシヤン・レジームの国家が効果的な徵税官僚を有せず、請負金として予め国庫に徵収実額を下廻の現金が納付される態様を伴う、間接税徵収のための徵税請負人《Fermiers Généraux》制度が採用されており、他方、一七二二年以降・ローの制度の破綻後のいわば徵税請負人による反撃の時機でもあり、一七二六年には徵税請負人組合が設立され、大革命まで国家財政及び全金融機構を支配した」と、請負制のために恣意的かつ過酷に税法が濫用されるところの非難が高まっていたなどの事情を見ることがである（野田良之・フランス法概論上巻⁽²⁾、昭和三〇年、三九七頁、辻恒夫・「フランスにおける近代税制の成立過程⁽¹⁾」、金融経済六一号、一九六〇年、四五頁、G.ルフューブル（高橋・柴田・辯塚訳）・一七八九年一フランス革命序論、昭和五〇年、一一頁）。

(a) 登記・公示税《L'insinuation》されば、起源的にはイタリア戦争による財政圧迫に苦しんでいたフランス一世治下の、一五三九年八月の *Ordinance de Villers-Cotterets* によるものである。されば、民事面では、宗教裁判所の権限の制約、ローマ法に範を採る贈与の登録、公証人の権限の明示、民事身分の登録などの規定が注目せられるが、同令一三二条は、登録なき贈与は贈与者を除くすべての者により無効を主張する旨を定める。この制度は、文書の謄本または抄本の登録のほか、公示により第三者に周知の機会を与える点で、後述の《Contrôle》が単に公証を目的とする制度であるのと異なる。

る。この制度は、アンシャン・ルシーム末期においては、遺贈、信託的繼承処分《Substitution》、親権解除、財産分離、債権者団体契約、証言申立、授職など諸般の行為に拡張されるが、1701年11月の édit 『Édit de décembre 1703, portant création des offices de greffiers des insinuations laïques』によつて整備された後、1711年9月19日《déclaration》の文頭に定められた税率が、後述の1790年11月19日法まで採用されてこだらかれた(Spinosi, op. cit., p. 542)。

(5) 証書公証税《Le droit de contrôle》 1588年6月(同年7月4日高等法院登録)の l'édit de Blois 以来、公正証書に要求せられる税であり、当事者の名称、文書の性質、日付、公証人の氏名、書面の枚数を登録するもので、特に且付確定の機能をもつたが、第21者との公示がなされたとき Insinuation と異なる。1654年には廷吏の書面、1671年3月には書記の作成書面、1690年10月の édit により、私署証書によるもの、廷吏との提出前に公証手続が要求されたことである(Brissaud, op. cit., p. 509; Spinosi, op. cit., p. 542)。

然し、この税制が実効性をもつて至ったのは1693年3月の édit からである。しかもなぜか、フランス全土には実効性が及ばなかつたとされる。ただ、この税率が1711年9月19日の déclaration の付則で整備され、これが後述の1790年法まで採用された点は注目される(Spinosi, op. cit., p. 543)。

(6) 百分の一税《Le centième denier》 これは、直系親族間の相続、夫婦財産契約で定める直系血族間の贈与を除く、書面による口頭によるものを問わず、あくまでも不動産物権の移転に課せられた間接税である。前述の contrôle との関係では登記簿も異なり、重複的負担を意味する。1703年11月の édit により設けられ、不動産の移転登記《insinuation》に際し、登記官により目的物の価額の百分の一が徴取された。異見もあるが、百分の一の高率ならびに書面によるなじ移転による賦課せられたことから、書面の保存・公示に関する受益者負担の性質を越えた税制と解するのが有力説である。徴取は、恣意的かつ過酷であり、二万六〇〇〇リーブルの不動産取得につき、領主に対し六二四〇リーブル、百分の一税として八五〇リーブル、取引費用として一六〇リーブル、結局七〇九一リーブル、換算すれば価額の17ペーセントの公課・費用を要した例が挙げられる。前掲のないむにのの両税と共に、1790年11月19日法で統合され、革命七年 Frimaire 1111日(1798年11月11日)登記法《Loi sur l'enregistrement》によつて同種の制度が採用されたが、その実質は、王政時代の制度に近代法の立場から若干の修正を加えたにあらざること詳しかつて、Brissaud, op.

cit., p. 510; Esmein, A., *Cours Élémentaire D'Histoire du Droit Français*, 1919, p. 647; Dalloz Rép., t. 21, p. 7°.

(ii) 要式主義 十六世紀頃にフランスで普遍化した契約諾成主義に対する手続法上の反動として、一五六六年十一月の
Ordinance de Moulin の第五四条は、百リーブルを超える契約について、公証人と証人の立会による書面を定める
ルールを規定する規定を設けたが、これが出立の法統一事業の第一期とされる、ルイ十四世時代の「ローブ
ヘル首導」である。一六六七年十一月二〇日(Ordinance 1667)の拡張された(野田・前掲書、二九一页、山口俊夫・概説
トランク法上、一九七八年、四八頁) Viollet, P., *Précis de L'Histoire du Droit Français*, 1886, p. 511; Declercq, J.,
Histoire Générale du Droit Français, 1925, p. 819)。

まだ出立の法統一事業の第一期とされる一五世紀末の D'Aguesseau によると、贈与(1411年)、遺嘱(1411
年)、信託的繼承処分(1447)の要式性に関する法統一がなされたが(福地陽子・神戸大学法学雑誌一八巻、11号、
三・四号)、これらはフランス民法制定前の革命期においても維持された後、フランス民法の贈与(九三一一条、九三二一条、
九四一条)、遺嘱(九七〇条以下)、信託的繼承処分(1448年)、人証排除規定(1449年)として採用された(Dalloz,
D., *Essai sur L'Histoire Générale du Droit Français, Répertoire de Législation*, t. 1. (1870), p. 252.) 上述の1411
年の贈与規定などは、やれりが税法としての機能をもつことを指摘されることが多い(鎌田 薫・「トランク
不動産譲渡法の史的研究(II)」民商法雑誌六六巻五号、一九七一年、141頁、1418頁注²⁷) Brissaud, J., *A History
of French Private Law*, translated by R. Howell, 1912, p. 710)。

(iii) 公証人制度 フランスの公証人制度は Brissaud などの叙述によれば、おおむね次の経過をたどる。トランク末期よ
り封建制度初期にかけ、公的資格を有しないが、裁判所において訴訟記録の保管をなすと共に、私人のための文書作成に
関与した者があつたが、これが裁判所書記と公証人に分化するに至る。南フランスでは、一一世紀において、その者が作
成する文書に公証力を付与しうる公証人制度を見出すことができる、これらの者はその職務に関する管轄裁判所の名において
行為するのでなく、私的に行為することとなるが、時には法定代理人の選任、親権解除、未成年者に属する財産売却の承
認など、非訟事件に関する準公的な権限が与えられた。フイリップ四世は、すでに一二一七年にルイ九世によりペリで設
置された公証人制にならじ、一二〇一年三月に全王領に公証人を設け、王政期を通じ、公証人選任権を王または王の授權
者に限定した。北フランスでは、南フランスと異なり、公証人は長きに涉り、裁判所の単なる補助者にとどまり、その作

成書面だ。彼らを任命した国王、領主、聖職者などの捺印により始めて公証力が認められるにあらがいた。フルンシア「王室」の「五一一年に始めて、從来の傭者の地位から、公職者の地位に改められた」、「五三九年 l'ordonnance de Villers-Cotterets 以来」と、フランスのすべての公証人に証書保存義務、フランス語による文書作成義務など（一一一條）から重要な規定が設けられた。「五四一年には裁判所書記と公証人の機能の分化が定められ、同年一二月の édit によると、国王は公式に tabellion が設置せられ、裁判官および書記官の私的文章作成が禁止せられ、公証人の権限独占が実現した」とある。

ハイリック曰く世以降の公証人組織は、王として財政的理由により、極めて複雑化したが、おおむね、単に文書作成に従事する者《notaires》、證本と公証力を付与する者《tabellions》、「公証人死亡」・退任後の文書管理の継承者《garde-notes》などに分れていたのであるが、アンリ四世治下の「五九七年五月の édit により一体化された」。一七世紀における「ルイ十四世の「六七三」年の公証人制度改編の試みに対しでは、三三三万リーブルの上納金により、ペリ上座裁判所の公証人ギルドによる王への四五万リーブルの上納金、一六九七年のそれに対しでは、三三三万リーブルの上納金により、撤回を求めるなど、当時の公証人の勢力を示すに足る。王との政治的取引がなされ得たものを見出せば、「七〇六年三月の édit による改製を実現し、また「七〇六年八月の édit により、公証人の独自の捺印の使用が認められるなど」、「一八世紀初頭には、重要な進展を見出せる（久保正輔・「公証人と法律学の歴史」、『公証法』一九七二年、一頁、三堀博・「各国公証制度の沿革と現状」、『公証法』一九七一年、一〇〇頁以下）。Brissaud, op cit. (Public Law), p. 469; 『Notaire-Notariat』, p. 568, Dalloz Rép. t. 32, 1855; Exposé des motifs de la loi relative à l'organisation du notariat par le conseiller d'Etat Real (Séance du 14 vent. an 11), no. 2, op. cit., p. 578; P. Larousse, Grand Dictionnaire, t. 11, 1865, p. 1103; 『Notaire』, Dalloz Encycl., Droit Civil III, 1953, p. 608; Poisson, J. P., Une Étude Quantitative des Actes Notaires, Revue D'Histoire Économique et Social, v. 55 (1977), n. 1-2, p. 24 et s.)。

四 選択主義への移行

主義が、選択主義に移行する重要な転機を意味するものとして、わが国でも指摘される有名な判決は、破毀院民事部一九〇九年七月二〇日 (Gesling 対 Viditz 事件) [前掲表⁽⁴⁹⁾] 判決である。⁽¹⁰⁾ 破毀院は、イギリス人のフランス国内における本国法に従つたとみられる自筆遺言に関する、審理部一八五三年三月九日 (Browning 対 de Nayve ou Veine 事件) 判決 [前掲表⁽²²⁾]、あるいは、その後の外国における遺言方式に関する一連の判決 [前掲表^{(23)乃至(34)}] に見られるように、方式につき絶対的行為地法主義を支持してきたのであるが、前掲判決は、少くとも私署遺言の方式については、場所が行為を支配するの法理の任意性を認めた。事実関係は次の如きである。英國籍をもつ Netterville 嬢は、死亡三日前の一八九三年一月二六日の手付により、Gesling 氏を包括受遺者とする旨の遺言を作成し、同月二九日パリで死亡した。この遺言は、本文および日付を自書しないときも、二人の証人の面前で署名をすれば有効であるとする英國法の形式により作成されていたために、法定相続人である Viditz 夫人により、全文が自筆であることを必要とする行為地法であるフランス法の方式によらない、この遺言は無効であるとの主張がなされたものである。一八九八年一二月二日パリ控訴院判決は、遺言を無効としたのであるが、Gesling の破毀申立に対し、破毀院は一九〇一年七月二九日の判決において、訴えの受理可能性に関して控訴院判決が法的根拠を欠いているものとして、これを破毀し、オルレアン控訴院に差し戻した。オルレアン控訴院一九〇四年二月二十四日判決は、遺言方式に関する絶対行為地法主義に基づき、英國法に従つた当該の遺言を無効としたのであるが、その破毀申立に対し、破毀院は一九〇九年七月二〇日判決において、「行為の外部的形式は、行為がなされ、または書面の作成される國の法によるべきであり、この原則はすべての他の行為と同じく遺言にも適用せられるが、しかし遺言に関する限り、この原則は任意的である。」⁽¹¹⁾ ことは、フランス人が外国でなすと、外国人がフランスでなすとを問わず、この行為を容易ならし

めるために認められる。ただし、これは、遺言者に本国法の方式と行為地法の方式の間の選択権をもたらす以外の効果を与えるものではない」とし、これは、フランス民法九九九条でフランス人にフランス民法で定める方式に従つて、外国で遺言をなす場合もこれを有効とする法理を、普遍化することと意味することにも言及している。同趣旨の判決は、ほぼ五〇年後の、破毀院民事第一部一九五三年四月一七日 (Cons. Negib Sabbague 対 Vve Sabbague 事件) 判決〔前掲表⁽⁵⁸⁾〕においても見られる。一九〇九年判決は、すでに多数の学説により、「場所は行為を支配する」の原則の任意性が支持されており、比較法的にみても、イタリヤ一八六五年法序編第九条第一項、スペイン民法第六八八条、第七三二条、ドイツ一八九六年民法施行法第一一条、スイス一八九一年六月二十五日スイス連邦法第二四条、第三二条、さらにハーグ国際私法会議の一九〇四年の相続および遺言に関する条約案第二条第一項が、「遺言は、その方式が、作成地、または死亡者が作成当時属した國の法の方式を充すときは、有効とする」と定める⁽¹¹⁾とく、行為地法の任意性を認める各国立法の共通の傾向を見出し得た⁽¹²⁾。さらに実質に関して、フランス破毀院民事部一九一〇年一二月五日 (American Trading Company 対 Société de navigation《Québec Steamship Company》事件) 判決〔前掲表⁽⁵⁹⁾〕において、船主免責条項の効力について、当事者自治の原則を認めるなど、絶対的行為地法主義に関する検討の機運、換言すれば、実質準拠法と方式準拠法の分化の動向の中で示された判例変更としての意義が認められる。ただし、一九六一年のハーグ遺言方式条約の、フランスにおける一九六七年一月一九日発効により、遺言の方式に関しては從来の論議の多くが解消したことになった。

右の一九〇九年判決は、一面においては、從来の絶対的行為地法主義の任意性を認めた点で重要性はあるが、他面、判決は遺言に関してその任意性を述べているにすぎない。より限定的に解すれば、私署遺言について本国法によりう

ることを認める、という原則を認めたにすぎないともいえる。すなわち、フランス民法九九九条は、フランス人に対し、外国に在る場合も、本国法である同法九七〇条による自筆遺言をなすこととを認めているのであるが、あたかもわが国において民法七四一条から外国人についても外交婚を認める理論が成り立つように、外国人に対し、その本国法上の自筆遺言の方式によることを、相互主義により認めたにすぎない、と解する理論も成り立ち得ないではない。然しながら、その後の判例の流れをみると、この一九〇九年判決が、ひろく法律行為全般についての「方式準拠法」に関する、行為地法の任意性を肯定するための端緒を意味していることは否定し得ないであろう。⁽¹³⁾

ところで、右の一九〇九年判決が、行為地法と共に、今ひとつの選択肢として、特に本国法のみを肯定することは、法例八条との関連において方式問題を見ようとする、わが国の國際私法学の立場からは、いささか奇異な感がないではないが、結局は、次のように理解すべきものであろう。⁽¹⁴⁾

第一の理由として、アンシャン・レジームの絶対的行為地法主義が、徴税目的の法衝突理論への反映とまで断定しうるか否かはともかくとして、多数の学説が絶対的行為法主義の理論の中に、本来の「方式行為地法主義」の機能の歪曲を認めたことにある。任意的行為地法主義の立場が主張する、「場所は行為を支配する」の法理の本來的機能とは、例えば一八八〇年パリ大学國際私法講座創設時の講義を担当した、Lainé の表現によれば、「個人は外国にある場合も、その住所地法に従うべきものであり、不動産所有者は不動産に関する行為については、不動産所在地法に従うのが原則である。方式につき、行為地法によることが認められるのは、上の原則に対する例外を意味する」、「人が行為地法に従つた行為を有効とするのは、外国人にとり、それ以外の方に従うことが不可能であるか、少くとも困難であることが、しばしばあるからである。外国人がいずれに所在する場合も、その者がなさんとする行為、その中で

も特に遺言を有効になしする手段を、彼らに付与しようとするものであつて、本来、人は、住所地であれ、物の所在地であれ、その方式に従つてなされた行為を無効ならしめる」とは、思いも寄らなかつたのである」とする立場であつたのであり、その復活への主張が根底にあつたことである。⁽¹⁵⁾

立法の経過からも、Portalis が、「行為の方式は、その行為地法による」の命題について行つた説明は、「現今、諸国民の間の商業ならびに工業に関する交流は、多様かつ迅速になされている。そのことから、我々には、行為地法により容認される方式に従つてなされた行為の有効性を保証することにより、商業活動の安定化を計ることが必要と思われる」というのであるから、その提案理由には、本国法排除の思想は見出しえない。⁽¹⁶⁾ 特に、成文的な根拠として思われる」というのであるから、その提案理由には、本国法排除の思想は見出しえない。⁽¹⁶⁾ 特に、成文的な根拠としては、民法九九〇条において、在外フランス人に對して本国法であるフランス民法の適用が認められており、フランス民法三条に見られるごとく、フランス国際私法が形式的には一方的抵触規定を探る傾向があることから、前掲の諸規定は双方化しうるとする主張も挙げられよう。上述のごとく、本国法の適用を、アンシャン・レジーム以前の任意的行為地法主義への回帰により妥当化しようとする理論は、実質的には、身分關係ならびに動産相続の効果に関する準拠法としての、⁽¹⁷⁾ 当初の住所地法に当然代位することとなる本国法の適用を主張することを意味する。この意味では、

人はその法律行為の効果を確保するため、効果法上の方式を履行するのが通常であり、同時にそれは人が熟知する方式でもあるから、⁽¹⁸⁾ その期待を保護することが望ましいとする点で、その時点では、効果法を原則的準拠法とするドイツ国際私法と軌を一にする法理であつたとさえいえよう。この点は、前述の民法九九〇条などの規定が、むしろ限定化の作用を當んだのではないかとも考えられるのである。

第二の理由としては、民法三条にも見られる、当時のフランス立法者の自國法典編纂事業に関する自信と、その立

法理念の自国民への惠与の希求という、いわば潜在的な本国法主義が、マンチニーによる属人法理論の出現により顕在化された点を挙げる」とがであります。一九世紀前半のフランス国際私法判例は、アンシャン・レジーム末葉のBoullenois, Froland, やくソミ検事総長の Merlin の影響力により、属地主義が行われ、著書としても, Félix de Traité de droit international privé (1843) が、アメリカの Story による属地主義を反映したものであるといふは既知のところである。然しながら、一八五一年の有名なトリノ大学の講演、わけても一八六五年のイタリア民法制定への寄与により、イタリアの Mancini により、法の属人性、本国法主義の原則が主張せられるや、イタリア、ベルギーのほか、フランスにおける J. Weiss, Survile, Audinet などの属人法学派が出現するに至った。⁽¹⁹⁾ そのうち、Survile-Arthuys を例にとれば、「第一原則—各國の法は、原則として、法制定の目的である人に対しても適用せらるべきものであり、人がいずれに赴くかを問わず、人に追随すべきである。第二原則—属人法により能力が認められる人によりなされた、すべての意思の表示は、すべての国において尊重せられ、承認されねばならない。第三原則—すべての法律行為は、それがなされた地で定められる方式に従つてなされたときは、方式に関しては有効である (Locus regit actum)」として示される、一連の属人法主義の主張の影響が挙げられよう。⁽²⁰⁾ 属人法主義のフランス判例への影響は、一八七四年以後顕著となつたと解せられているのであるが、契約の実質については、同一国籍者、特にフランス人相互について共通本国法が適用せられる判決としては、次のものを挙げうる。下級審としては、マルセーヌ商事裁判所一八八〇年一〇月二十五日判決、チュニス商事裁判所一八八八年一一月二日判決などのほか、ブサンソン控訴院一八八三年一月一日 (Casimir Vorbe 対 Consorts Vorbe 事件) 判決〔手形事件、前掲表⁽³⁶⁾〕は注目すべき判決であるが、これは、推定自治によるとも考えられるが、サンフランシスコにおける手形行為につき共通本国法たるフランス法を適用する

ものであり、破毀院審理部一八八四年五月九日判決〔前掲表^⑯〕は、原審たるブザンソン判決を結果的に肯定するものと考えられる。一九世紀段階では、香港よりマルセー^ヨクの海上運送に関する、破毀院民事部一八六四年二月二三日（Comp. péninsulaire et orientale de Londres 対 Jullien 事件）判決〔前掲表^⑰〕が、「法律行為について、その方式、実質的条件、ならびに証明の態様は、行為地法による」と述べるに記し、フランス判例では、いまだ方式と実質を一体と解してから、前述の実質に関する法理は、方式にも適用しうる可能性があつたのであるが、方式自体については、次の判例が注目される。

破毀院民事部一八八〇年八月二四日（Benton 対 Horeau 事件）判決〔前掲表^⑱〕は、フランス民法一三四一条に関する判例である。フランス人といギリス人商人との間で、ロンドンで交換契約が締結され、フランス人が交換に際して生じた差額につき支払い債務を負担したのであるが、一五〇フランを超える目的物に関しては人証を認めない」とを定める一三四一条にかかる書面が作成されていなかつたものである。判決では、「一五〇フランを超える契約債務の確認のためには、書面が必要であり、人証を禁止する旨を定める民法一三四一条は、国籍を異にする当事者の間で、外国において締結された契約には締結されない。本件の契約は、方式についても、証明の態様についても行為地法による」ものとして、英國法を適用した。傍論的表現ながら、方式、証明の態様についても、共通国籍者間の法律行為については本国法が適用せられるとの法理が示されており、夫婦財産契約に関するドエ控訴院一八八七年一月二三日（De Selby 対 Logette 事件）判決〔前掲表^⑲〕は、「場所は行為を支配するの法理は、外国人相互がフランスにおいて本国法に従って行う法律行為については、単に任意的意義をもつにすれないとして、英國人相互がフ

ルームがやめゆのとした。なお、破毀院審理部一八九九年一一月一三日 (Laurens 対 Chauvet 事件) 判決 [前掲表(46)] の原審判決である、ボアチエ控訴院一八九八年五月九日判決 [前掲表(43)] が、スペインにおいて、スペイン人とフランス人間で交付された船荷証券につき、「外国で異国籍者間でなされる行為は、その行為地で定める方式に従う場合のみ有効となる」と述べるのも、傍論ながら共通本国法の選択を認めるものといえよう。遺言の方式についても、ルーアン控訴院一八九六年七月二一日判決 [前掲表(41)] で同旨の理論を採用してゐるといふわれる。⁽²²⁾

右に見たように、一八八〇年代からのフランス判例には明らかに属人法理論の強い影響を見ることが出来るのであり、これらが多数の学説が主張する方式行為地法主義の本来的位置付けの主張と相俟つて、方式問題の中でも特に論議の中心となつた遺言方式の問題に関し、破毀院が、一八四七年判決 (遺言)、一八五三年判決 (遺言)、一八六四年判決 (海上運送)、一八九九年判決 (贈与) を通じて維持してゐたが、方式絶対行為地法主義を変更した点は、画期的意義が認められてゐるわけである。⁽²³⁾⁽²⁴⁾

- (10) 川上太郎・仏蘭西國際私法 (現代外國法典書叢)、復刊版、一九五五年、III〇一頁注⁽¹⁾、斎藤武生・「法律行為」、國際私法講座二卷、一九五五年、II七七頁注⁽⁷⁾、折茂豊・國際私法 (各譜)、新版、一九七一年、七〇頁注⁽¹⁾。
- (11) 同上の判例注釈中で引用せられたる学説を列挙する。Antoine, Aubry et Rau, Asser-Rivier, Audinet, Baudry-Lacantinerie et Houques-Fourcade, Brocher, Chausse, Colin, Despagnet, Dubrujeaud, Duguit, Fiore, Foelix, Milhaud, Pillet, Pardessus, Ricaud, Savigny, Surville et Arthuruy, Weiss などが注釈語ある。D. 1887. 2. 121 (Boeck); S. 1890. 2. 148; S. 1900. 2. 185 (Audinet); S. 1903. 1. 77 (Naquet); D. 1911. 1. 185 (Politis).
- (12) D. 1911. 1. 186 (Politis).
- (13) Batiffol, H., Les Conflits de Lois en Matière de Contrats, 1938, p. 366; Lerebours-Pigeonnière, P., Précis de Droit International Privé, 5 éd, 1948, p. 305. Ref. Niboyet, J. P., Manual de droit int. privé, 2éd., 1928, no. 553.

- (14) Donnedieu de Vabres, op. cit. p. 102.
- (15) Lainé, Introduction au droit international privé, t. 2, p. 397, citée par S. 1900. 2. 187 (Audinet); Donnedieu de Vabres, op. cit., p. 194.
- (16) S. 1903. 1. 75 (Naquet).
- (17) Cass. Civ. 8 mars 1909. D. 1909. 1. 305 (Nast); S. 1909. 1. 65 (Lyon-Caen).
- (18) S. 1885. 1. 113 (Lacointa); Lerebours-Pigeonnière, op. cit., p. 304; G. 1959. 1. 266 (Cambaldieu).
- (19) Gutzwiller, M., Le Développement Historique du Droit International Privé, Rec. d. Cours, tome 29 (1929-V), p. 365; Batiffol, H., Les Tendances Doctrinaires Actuelles en Droit International Privé, Rec. d. Cours, tome 72 (1948), p. 30. *折衷論・属人法論* 一九一九年一月四日。
- (20) Survile, F. et Arthuys, F., Cours Élémentaire de Droit International Privé, 1915, p. 46; Weiss, A., Manuel de Droit International Privé, 5 éd., 1905, p. 363.
- (21) Donnedieu de Vabres, op. cit., p. 385; Gutzwiller, op. cit., p. 369.
- (22) Donnedieu de Vabres, op. cit., p. 192.
- (23) 夫婦財産契約の方は、ハラハラ民法1119回条による正証書を必要とするが、一八一九年五月11回ペリ控訴院判決〔前掲表(15)〕は、夫婦財産契約中の贈与条項について、一七八一一年のハラハラ・ホルムナハムカガムル、一七九二年ローハー地方やなされた夫婦財産契約中の負担付相続人指定契約について、行為地かの指定期者の住所地法による私署証書を有効とする。特に一八六五年四月一八日破壊院判決〔前掲表(20)〕は、一三九回条にかかるハーロンスタンチノーパル法による私署証書を有効とする。この等価性の立場を採用しならば、点に注目される。本文でも觸及した一八八七年一月111回ペリ控訴院判決〔前掲表(30)〕は、イギリス人夫婦がペリディギリス領事の面前でイギリス法に基いて夫婦財産契約を締結した事件であるが、下級審ながら行為地法のほか本国法の選択を認め、任意主義を採用してある点に著目である。
- 贈与の方針については、一八三〇年五月一九日破壊院判決〔前掲表(20)〕は、方針は行為地法による原則を、ハラハラにおいて本国法の方針による書面を作成した外国人による適用せられた結果絶対的でないとする、絶対的行為地法主義を採った

初期の判例の唯一の例外と考えられるものであり、一八九九年六月一日ならびに一九〇五年一月六日破毀院判決〔前掲表^⑯および^⑰〕は、方式は、証拠方法と同じく、行為地法によるとの原則を採用しつつ、夫婦間の履行済贈与については民法九三一条は適用されないが、贈与の事実については主張者に立証の責任があり、この場合フランスが行為地であるときは、民法一三四一条が適用せられる旨を判示している。

一九七一年に改正されたフランス民法三一一条の一七の趣旨からば、認知の方式について有効性が拡大されたと解しうるのであるが、一八九七年八月一日破毀院判決〔前掲表^⑯〕は、認知の方式に関する当時の民法三三四条を実質の問題と解するものと解されており、同条にいう公正証書と等価的な行為地の方式を要求している。すなわち、フランス人によりシンガボールでなされた遺言認知につき、一八三七年の Wills Act 第八条により、公証性のために必要とされる要件を備えない遺言状に対しては法的効果を認めないイギリス法域において、この種の遺言状による認知をなす場合は公正証書によるものと解せられながら、フランス人による認知は無効であるとして、等価的な方式の履行を求めたものである。

(24) Malaurie, J.-Cl. Droit International, fasc. 551-B, 1960, p. 7; Rigaux, "Acte," Encycl. Dalloz, Droit Int., vol. 1, (1968), p. 23, no. 49; Guerriero, M.-A., L'Acte Juridique Solennel, (1975), p. 437.

(未完)